

消費税の軽減税率制度の実施に伴う価格表示について

- 軽減税率制度実施後は、例えばイートインスペースがある小売店等の事業者などは、同一の飲食料品の販売につき適用される消費税率が異なる場合が想定されます。
- このような場合の価格表示の方法については、例えば、以下の方法があります。

【テイクアウトと店内飲食の両方が行われる場合の価格表示】

異なる「税込」価格を設定する場合

- ① 持ち帰りと店内飲食両方の税込価格を表示

【外食メニュー表示】

メニュー	
ハンバーガー	330円 (324円)
オレンジジュース	165円 (162円)
〇〇セット	550円 (540円)

※ 下段はテイクアウトの値段となります。



【小売店等の表示】

総菜パン	162円
(店内飲食)	165円



- ② 店内掲示等を行うことを前提にどちらか一方のみの税込価格を表示

【外食メニュー表示】

メニュー	
ハンバーガー	330円
オレンジジュース	165円
〇〇セット	550円

※ テイクアウトの場合、税率が異なりますので、別価格となります。



【小売店等の表示】

総菜パン	162円
------	------

(店内掲示)

店内飲食される場合、価格が異なります。

「税込」価格を統一する場合

- ③ 持ち帰りと店内飲食を同一の税込価格で表示

【外食メニュー表示】

メニュー	
チーズバーガー	350円
リンゴジュース	185円
△△セット	600円



【小売店等の表示】

あんパン	170円
------	------

